

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する
明細書

連 結 事 業 年 度	：	：	法人名	()
(5)のうち税額控除割合が30％である試験研究に係る当期税額控除額 ((5)と別表六の二(八)「6」のうち少ない金額)				6
(5)のうち税額控除割合が25％である試験研究に係る当期税額控除額 (((5)－(6))と別表六の二(八)「7」のうち少ない金額)				7
税額控除割合が30％である試験研究に係る当期控除額の個別帰属額 $(6) \times \frac{(15)}{(3)}$				8
税額控除割合が25％である試験研究に係る当期控除額の個別帰属額 $(7) \times \frac{(16)}{(4)}$				9
(8)及び(9)の試験研究以外の試験研究に係る当期控除額の個別帰属額 $((5) - (6) - (7)) \times \frac{(1) - (15) - (16)}{(2) - (3) - (4)}$				10
特別試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 $(8) + (9) + (10)$				11
費 の 額 の 明 細				
試験研究の内容				特別試験研究費の額
13				14
				円
究 に 係 る 特 別 試 験 研 究 費 の 額				15
究 に 係 る 特 別 試 験 研 究 費 の 額				16

別表六の二(八)付表 令二・四・一以後終了連結事業年度分